



# 正副会長の活動状況

## —会務報告—

日本弁理士会 副会長

田辺 恵

### 【はじめに】

本年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております田辺恵です。

このたびの西日本を中心とする豪雨による被害の大きさが日を追うごとに明らかになっています。不幸にして亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

また、6月18日の大阪府北部地震において被害にあわれた方にお見舞い申し上げますとともに、近畿支部をはじめとする支部の会員の皆様にはいち早く情報蒐集を頂きましたことに深く御礼申し上げます。

### 【会務報告】

5月30日の定期総会では、昨年度の事業報告・本年度の事業計画及び決算・予算についてご承認を頂きました。

渡邊会長の任期2年目、事業計画のタイトルにもなっている「～知財の輪の更なる拡大を目指して～」の目標の下に一年間会務を進めて参ります。

この原稿をしたためている6月、正副会長は日本全国の各支部を廻り、支部の会員の皆様と語る機会を頂いているところです。役員会へのご要望、本会と支部の事業がどのようにすみ分けられるべきか、支部ではどのような活動を行っているか等、忌憚のないご意見を頂戴し本会と支部とが協力しながら切磋琢磨していくことの必要性を感じました。

さて、私が担当する附属機関・委員会等は、外部への発信を行う広報センター及びパテントコンテスト委員会、政策に関連する弁理士法改正委員会及び知的財

産政策検討ワーキンググループ、会の財政を担う財務委員会及び監事会（財務）、そして商標、意匠、農林水産知財の専門委員会と複数の部門に亘ります。

この数ヶ月間会務を行うにつれ、各事業と財務そして政策とがいかに密接な結びつきを持つかを肌で感じております。

また、主に政策や財務に関連し人目にふれることの少ない委員会も弁理士会の運営においてたいへん重要であることを実感しております。

以下に、私の担当する附属機関・委員会等と本年度の活動につき紹介いたします。

### 【広報センター】

広報センターは、知的財産の保護及び弁理士の業務に関する広報活動を、継続的かつ統一的に行うことで知的財産制度の発展に寄与することを目的としています。

主な事業は、広報事業の企画・実施、マスコミへの情報発信、ホームページの作成と更新、会誌「パテント」の発行であり、これに加えて本年度は、昨年度に広報のプロを招聘し大胆な資金の投入を伴う広報戦略を検討し承認いただいたことを踏まえて、弁理士の知名度を上げるための広報を実施して参ります。具体的には、これまでの弁理士会の広報とは一味違い20～30代のビジネスパーソンをターゲットに情報拡散型の広報を狙って、キーとなるビジュアルを交通広告やパナー広告等複数のメディアで展開する施策を考えています。また秋にはイベントを企画しております。

一方、昨今、様々な事件や事態に対応して迅速かつ的確な情報や意見を発信することも広報の大事な役割

の一つとなっていることは明らかであり、情報発信の体制作りも検討課題の一つとして参ります。

#### 【財務委員会】

財務委員会は、弁理士の財務に関する調査、研究を行い、予算制度、会計処理制度及び財務管理制度の審議立案を行います。

本年度は、昨年度の財務委員会報告書を受けて予算削減を行った本年度の予算の妥当性を検討しています。

また、弁理士の事業活動が過度に委縮することがないよう事業の必要性を十分に考慮した予算活用を望む方向性で議論を行い、適切な繰越金のあり方や、予算面からの事業の軽重判断の考え方に一定の指針を示すことを目標にしております。

#### 【弁理士法改正委員会】

昨年度の弁理士法改正委員会で検討し平成30年2月27日に閣議決定された、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が5月23日に可決成立し、5月30日に法律第33号として公布されました。これに伴い、データの利活用や標準化に関する業務が弁理士の業務として位置付けられました。

本年度は、所謂5年毎の法律の見直しを見据えて、弁理士法に求められる改正点を洗い出すとともに、必要な調査を行い、来る弁理士法改正に備えます。

#### 【意匠委員会】

意匠委員会は、意匠制度についての政策提言等をその職務とします。

5月23日に経済産業省より「産業競争力とデザインを考える研究会」の報告書が提出され、本年度から次年度に向けて日本の意匠制度は改革の時を迎え、「デザイン経営」という概念に基づく新たな政策が検討されることが明らかになりました。

意匠委員会では日本の意匠制度の有り方の検討、日本の意匠制度と外国の意匠制度の比較を行い、岐路にある日本の意匠制度の有り方について提言すべく議論

して頂いております。

また、外部機関とのディスカッションや国際会議への参加で発言した内容及び蒐集した情報は随時会員へ還元して参ります。

#### 【商標委員会】

商標委員会は、商標制度についての政策提言等をその職務とします。

委員会における議題としては1店舗しかないような業者が誠実に使用している商標と後発登録商標との関係、権利行使の際に商標使用の義務を課すことの是非、トレードドレス等の法律事項に加えて、本年度の新たな試みとして経営基盤強化委員会との協力の下に弁理士が適切かつ高度な商標業務を提供することの検討及び提言について議論して頂いております。

また、意匠委員会と同様に国際会議で弁理士会の意見を述べることは重要であり、INTA、SCT39、Nice Union - Committee of Experts等の会議においても積極的に提言して参ります。

外部機関とのディスカッションや国際会議への参加で発言した内容及び蒐集した情報は随時会員へ還元して参ります。

#### 【パテントコンテスト委員会】

パテントコンテスト委員会は、文部科学省、特許庁、INPITとの4者事業である「パテントコンテスト」、「デザインパテントコンテスト」を実施しています。

これらのコンテストは、次世代を担う高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大学校生を対象とし、優秀な発明やデザインについては優秀賞（出願支援対象）として表彰するとともに、実際に特許庁への出願を支援することで、特許権又は意匠権の取得までの手続を実体験してもらうプログラムです。

弁理士会はこのうち事前セミナーの実施、選考、出願の支援を担います。本プログラムへの応募者は年々増加しており、地道な活動でありながら未来へ向けた弁理士会の大切な情報発信事業の一つです。

### 【農林水産知財委員会】

農林水産知財は、特許、意匠、商標等の所謂弁理士の専権業務のみならずその周囲の業務である地理的表示（GI）の登録申請、種苗法における品種登録出願、機能性表示食品表示の申請等多岐に亘る法律と業務に関連します。

同委員会では特許庁はもちろん農林水産省とも協力して、農林水産知財の有り方や、農林水産業への弁理士の関わり方を検討するとともに、委員自らがこれらの手続に携わり実績を作っています。

また、これらの農林水産知財業務を担える弁理士の人材育成を目的とし、GI手引書の作成、セミナーの開催を行っています。

### 【知財政策検討ワーキンググループ】

知財政策についての検討と意見交換を行う同ワーキンググループでは、日本の知的財産政策について検討をし提言を行っています。

例えば、一つの法律を改正するためには、既存の制度の研究、立法事実の蒐集と整理、新たな政策の提言の三本の柱が不可欠であり、これらを行う政策ワーキ

ンググループの活動は地道でありながら重要な活動の一つです。

### 【九州支部】

5月28日知財広め隊 in 福岡（九州大学伊都キャンパス）が開催され、弁理士と学生との間で盛んな交流が行われました。

三大支部と呼ばれる関東、近畿、東海に続く勢いのある九州支部の活動が引き続き活発に行えるよう支部の会員の皆様と相談をしながら連携をして参ります。

### 【監事会（財務）】

日本弁理士会の活動が適切であるかどうか監査するために10名の内部監事と2名の外部監事による監事会が設置されています。

月一回開催される監事会では、会務と財務の両面から会務活動の適性を監査頂き、監事の皆様からご意見を頂戴して会務に反映させています。

以上